

栃木県における平成 23 年度の傷病野生鳥獣救護結果

矢野幸宏¹・尾形由紀子²・廣田莊介¹・高橋安則¹

(1 県民の森管理事務所、2 県民の森管理事務所契約獣医師)

The result of the wildlife rescue operations in Tochigi Prefecture (In the 2011 fiscal year).

Yukihiro Yano, Yukiko Ogata, Sousuke Hirota, Yasunori Takahashi

1 はじめに

栃木県においては、「鳥獣保護事業計画」に基づき傷病野生鳥獣救護を行っており、「栃木県第 10 次鳥獣保護事業計画(平成 19(2007)年 4 月 1 日～)」では、傷病野生鳥獣救護事業の主な目的は「人と野生鳥獣との適切な関わり方についての普及啓発」とされている。このため、特に生息数が多く、深刻な農林業被害等をもたらす種などは原則として救護の対象外となっている。また、救護の対象は、人為的な原因で傷ついたり弱ったりした野生鳥獣であることを、各事務所の担当者やその他関係機関で意思疎通を図り、県民からの相談の際には、生態系の中での野生鳥獣の役割を意識して対応することとしている。

本県における傷病野生鳥獣救護の体制は、県民が発見した傷病野生鳥獣について、各環境森林事務所と矢板森林管理事務所(計 5 か所)で相談を受け付けており、捕獲して保護する必要があるものについて引き取り、状況により契約している動物病院で診療・治療を行う流れとなっている。さらに、このうち必要のある場合には県民の森管理事務所に収容し、療養等により、自然復帰を図っている。

このような中で収集される情報について、野生鳥獣の保護管理に活用することや県民の自然環境保全への理解を深めることにつなげるため、本県における平成 23 年度の傷病野生鳥獣救護結果について取りまとめたので報告する。

2 方法

各環境森林事務所と矢板森林管理事務所及び県民の森管理事務所で収容した傷病野生鳥獣について、救護を要請した方から保護時の状況・保護場所・保護日時を事務所等の担当者が聞き取りにより、その都度記録した。保護した鳥獣の種名・性別・年齢については、担当者が判断し記録した。その後の状況についても、各環境森林事務所・矢板森林管理事務所・県民の森管理事務所で記録した。なお、これらの記録に基づき当所で取りまとめを行った。

救護の要請があっても、状況を聞き取った結果、誤認保護などであることが判明して、その鳥獣が捕獲されなかった場合は、記録から除外している。

違法飼養等からの保護個体については、保護収容後、すぐに放野できずリハビリ等が必要である個体を傷病野生鳥獣として収容している。このため、違法に飼養されていた個体をすぐに放野したものについては、記録には含めなかった。

3 結果と考察

平成 23(2011)年度に栃木県において救護された傷病野生鳥獣は、鳥類が 146 羽、哺乳類が 18 頭、合計で 164 個体であった(図 1)。救護個体数は、平成 15(2003)年度をピークに減少傾向が続いていたが、平成 21(2009)年度からは微増傾向に転じた。その後、平成 23(2011)年度の救護個体数は大きく減少した。

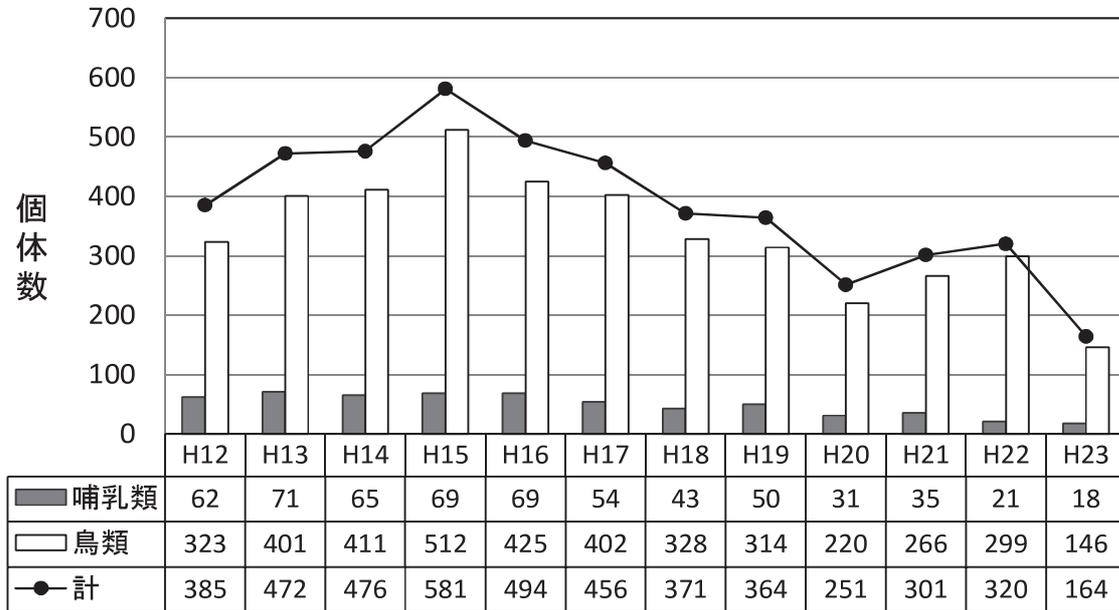


図1 傷病野生鳥獣救護個体数推移

前年度と比較すると、鳥類は 153 羽と大幅に減少したが、哺乳類は同程度であった。

鳥類の保護件数の増加の主な要因は、平成 20(2008)年度には少なかった違法飼養での保護が、平成 21(2009)年度、22(2010)年度ともに多かったことによるものであった。特に 22 年度は、保護件数の約半数が違法飼養で保護された個体であった。

違法飼養個体を除けば、救護理由の中では負傷による理由が最も多かった(図 2、表 1)。

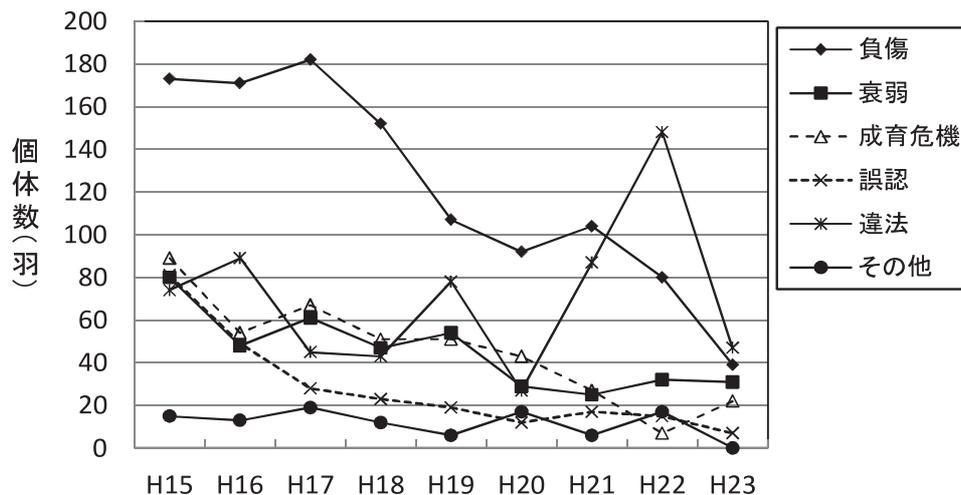


図2 鳥類の理由別收容数の推移

表1 平成23年度の鳥類收容状況

目	科	種	收容 数計	收容理由					
				負傷	衰弱	成育危機	誤認	その他	違法
タカ	タカ	オオタカ	7	4	3				
		サシバ	2	1	1				
		ツミ	4	2	1		1		
		トビ	2		2				
		ハヤブサ	チョウゲンボウ	5	2	1		2	
ワシタカ	ワシタカ	ノスリ	1				1		
		ハイタカ	2	1	1				
コウノトリ	サギ	アオサギ	3	1	2				
		ゴイサギ	1	1					
		チュウサギ	1	1					
		ヨシゴイ	1	1					
スズメ	アトリ	ウソ	3					3	
	シジュウカラ	シジュウカラ	9			8		1	
		ヒガラ	15					15	
		ヤマガラ	3	1				2	
	セキレイ	キセキレイ	2	2					
		セグロセキレイ	1			1			
		ハクセキレイ	1	1					
	ツグミ	コマドリ	1					1	
	ツバメ	イワツバメ	2		1		1		
		ツバメ	4	2		2			
	ハタオリドリ	スズメ	10	1	2	6	1		
	ヒタキ	オオルリ	7	1				6	
		キビタキ	3					3	
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	2	1			1		
	ホオジロ	アオジ	1					1	
ホオジロ		4					4		
メジロ	メジロ	10					10		
ガンカモ	ガンカモ	オオハクチョウ	1		1				
		カルガモ	4	2	1	1			
		コガモ	1	1					
		コハクチョウ	2		2				
キジ	キジ	4			4				
キツツキ	キツツキ	1		1					
チドリ	シギ	アカエリヒレアシシギ	4		4				
ハト	ハト	キジバト	3	2			1		
フクロウ	フクロウ	アオバズク	1	1					
		オオコノハズク	3	2	1				
		フクロウ	6	4	2				
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	1		1				
ペリカン	ネッタイチョウ	アカオネッタイチョウ	2		2				
ホトトギス	ホトトギス	ツツドリ	1	1					
ミズナギドリ	ミズナギドリ	オオミズナギドリ	3	1	2				
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	2	2					
收容数合計			146	39	31	22	7	0	47

誤認による保護は、平成15(2003)年度から減少しており、平成23年度は7個体の收容数であった。

誤認保護については、多くが「巣立ちビナ」であるが、保護した方からの問い合わせに対して、保護してから1週間以内であればできるだけ早く捕獲したところに戻すようお願いしている。

しかし、問い合わせの時点で捕獲してから1週間以上経過している場合には、戻しても親鳥と出会えない可能性が高くなると考えられるので保護收容しているのが実情である。

誤認保護による収容数は、鳥類、獣類ともに着実に減少傾向で推移している。これらは誤認保護の場合は極力元の場所に戻すこと、人為的な要因以外での収容はしないことを窓口の担当者が発見者に粘り強く対応しているため、保護件数の減少が維持できていると思われる。

今後も巣立ちビナ等を間違えて保護しないように継続した普及啓発を推進する必要がある。

平成23年度の哺乳類の保護件数は、過去10年間で最も少ない値を示した。収容理由別の数をみると、負傷による保護件数が最も多く、次いで衰弱であった(図3、表2)。

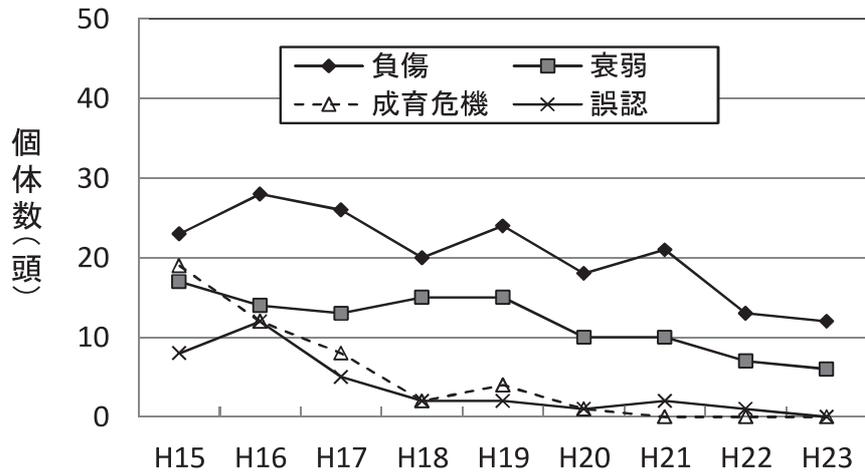


図3 哺乳類の理由別収容数の推移

表2 平成23年度の哺乳類収容状況

目	科	種	収容数計	収容理由				
				負傷	衰弱	生育危機	誤認	その他
げっ歯	リス	ムササビ	1	1				
偶蹄	ウシ	カモシカ	1		1			
食肉	イタチ	アナグマ	1	1				
	イヌ	タヌキ	15	10	5			
収容数合計			18	12	6	0	0	0
割合(%)				67%	33%			

※表1, 2の収容理由

負傷：骨折や外傷、打撲などのケガをしたもの

衰弱：疾病や栄養不良などで弱っているもの

生育危機：ケガや病気はなく健康であるが、幼鳥や幼獣が親とはぐれたり、幼鳥が巣から落ちて戻せなかったりしたもの

誤認：親の保護下にある幼鳥や幼獣を、親からはぐれたと勘違いして捕獲してしまったもの

その他：病気やケガはないが、建物に迷い込んだなどで保護されたもの

違法：違法捕獲や違法飼養から保護されたもの

表3 鳥類のその後(羽)

年度	状況				計
	死亡	飼育中	放野	譲渡	
H15	246 (48)	1 (0)	265 (52)		512
H16	212 (50)	2 (0)	210 (49)	1 (0)	425
H17	221 (55)	2 (0)	179 (45)		402
H18	164 (50)	2 (1)	161 (49)	1 (0)	328
H19	142 (45)	3 (1)	170 (54)		315
H20	120 (55)		99 (45)	1 (0)	220
H21	127 (48)	13 (5)	126 (47)		266
H22	104 (35)	35 (12)	160 (54)		299
H23	61 (42)	24 (16)	61 (42)		146

※1)カッコ内の数字は計に対する割合(%)

2)平成23年度はH24.3.31現在

表4 哺乳類のその後(頭)

年度	状況			計
	死亡	飼育中	放野	
H15	40 (58)		29 (42)	69
H16	36 (52)		33 (48)	69
H17	27 (50)	1 (2)	26 (48)	54
H18	22 (51)		21 (49)	43
H19	30 (60)		20 (40)	50
H20	17 (55)		14 (45)	31
H21	27 (77)		8 (23)	35
H22	13 (62)		8 (38)	21
H23	11 (61)	1 (6)	6 (33)	18

※1) カッコ内の数字は計に対する割合(%)

2)平成23年度はH24.3.31現在

保護された個体のその後の状況は、平成24年3月31日現在で鳥類では42%(61個体)、哺乳類では33%(6個体)が野生復帰している。この中には、各環境森林事務所(矢板森林管理事務所も含む)などに収容されて、すぐに自然復帰が可能となり放野された個体も含んでいる(表3、4)。

鳥類については、40%以上の放野を行えたが、平成23年度も違法飼養での収容が3割ほど占めており、その中では放鳥は可能であるが、中長期的な飼養が必要な個体が多かったため、放鳥できる割合が減少した。

哺乳類では保護件数がここ数年減少傾向を示している。獣類では、交通事故等による負傷の割合が高いため、復帰の可能性が見込めなかった個体もあり、平成23年度の野生復帰の割合は33%にとどまった。

4 謝辞

各環境森林事務所及び矢板森林管理事務所の担当の皆様には、傷病野生鳥獣に対する個々の問い合わせへの丁寧な対応と収容個体についての細かな情報の記録に対し、感謝いたします。

また、傷病野生鳥獣救護ボランティアの皆様には、収容された鳥獣についてこまめに給餌等の面倒を見ていただくとともに、施設の環境整備等へ御協力いただきこの場を借りて感謝申し上げます。